

平成 30 年度 中標津町町税等徴収事務嘱託員募集要項

1. 職 種 : 町税等の徴収事務業務（非常勤の嘱託職員）
2. 募集人員 : 1 名
3. 年 齢 : 平成 12 年 4 月 1 日以前に生まれた者
4. 応募資格 : (1) 中標津町内に住所を有する者
(2) 町税等及び使用料等の滞納がない者
（町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税他使用料）
(3) 普通自動車運転免許取得者
(4) パソコン（ワード・エクセル）操作をできる方を優遇します。
5. 提出書類 : 履歴書（私製）、自動車運転免許証写（表裏）
6. 問い合わせ及び
応募書類提出先 : 〒086-1197 中標津郡中標津町丸山 2 丁目 2 番地
中標津町役場総務部納税課徴収対策係 TEL0153-73-3111 内線 204
7. 提出期限 : 平成 30 年 3 月 20 日（火）午後 5 時必着
8. 試 験 日 : 平成 30 年 3 月 22 日（木）午前 10 時
9. 集合場所 : 中標津町役場 納税課（1 階 窓口⑨番）
10. 試験方法 : 面 接
11. 採用予定 : 平成 30 年 4 月 1 日から 1 カ年間

勤 務 条 件

徴収嘱託員の職	地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職(嘱託員)
嘱 託 員 の 業 務	1. 町税等の徴収に関する事務整理（一部徴収業務あり） 2. その他所属長の指示する事項
1 ヶ月の勤務体系	・ 毎月 18 日間勤務（事前に勤務日を指定）
勤 務 時 間	1 カ月の勤務時間 ①徴収事務整理 10：00～16：00（休憩 12：00～13：00 を除く）18 日間（5 時間/日） ※ 1 1 ヶ月の勤務体系・勤務時間は基本であり、その月の曜日等の関係により若干の変動はあります。 ※ 2 1 ヶ月の勤務表は、事前に提示します。
公 務 災 害 補 償	町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例を適用
報 酬 額	月額 77,000 円 （基本的に 21 日支給）